

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

○ 関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係）	1
○ 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条關係）	20
○ 関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条關係）	25
○ 関稅暫定措置法施行令（第四条關係）	29
○ 稅關關係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第五条關係）	33
○ 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令（昭和三十年政令第一百号）（第六条關係）	38
○ 関稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第一百五十三号）（第七条關係）	39
○ 関稅割当制度に関する政令（第八条關係）	52
○ 電子情報處理組織による輸出入等関連業務の處理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条關係）	56
○ 電子情報處理組織による輸出入等関連業務の處理等に関する法律施行令（第十条關係）	96
○ 經濟連携協定に基づく関稅割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十一条關係）	101



改 正 案

現 行

目次

第一章 総則

第一節 （省 略）

第二節 期間及び期限（第一条の三・第一条の四）

第一章の二（第九章 （省 略）

附則

（災害等による期限の延長）

第一条の四 財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり法第二条の三（災害等による期限の延長）に規定する災害等（以下この条において「災害等」という。）により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 | 財務大臣は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに

同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち関税に関する法律又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項（情報通信技術活用法の適用）の規定により適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ）。

目次

第一章 同 上

第一節 同 上

第二節 期間及び期限（第一条の三―第一条の五）

第一章の二（第九章 同 上

附則

（災害の範囲）

第一条の四 法第二条の三第一項（災害による期限の延長）に規定する政令で定める災害は、雪害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害とする。

）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面で行わなければならない。

（申請等の期限の延長）

第一条の五 法第二条の三第一項（災害による期限の延長）の規定により同項に規定する申請等（以下この条において「申請等」という。）に関する期限が同項に規定する指定日の翌日まで延長された者は、当該延長をされる前の期限後にその申請等をする場合においては、当該申請等に関する期限が同項の規定により延長された期限に該当する旨を記載した書面に、その者が同項に規定する特定災害（この項及び次項において「特定災害」という。）が発生した時に法第二条の三第一項に規定する指定地域（次項において「指定地域」という。）に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

2 法第二条の三第三項（災害による期限の延長）の規定により同項に規定する延長された申請等に関する期限の延長を求めようとする者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面に、その者が特定災害が発生した時に指定地域に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する

書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。）の提出があつた場合において、その提出をした者が法第二条の第三項（災害による期限の延長）に規定する理由により同条第一項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等を行うことができないと認めるときは、期日を指定して当該延長された期限を延長するものとする。

4 法第二条の第四項（災害による期限の延長）の規定により同項に規定する申請等に関する期限の延長を求めようとする者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面を、当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

5 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その提出をした者が法第二条の第四項（災害による期限の延長）に規定する理由によりその者に係る同項に規定する申請等に関する期限までにその申請等を行うことができないと認めるときは、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条及び第八十三条第三項において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、特例輸入関係税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関係税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条及び第八十三条第三項において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項に規定する政令で定める書類（以下「特例輸

入関税関係書類」という。)は、次に掲げるものとする。

一〇九 (省 略)

十 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明)(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する書類

十一 (省 略)

3 特例輸入関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特例輸入関税関係書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の特例輸入関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入の許可書は、特例輸入関税関係書類とみなす。

4 特例輸入者は、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特例輸入関税関係帳簿にあつてはその許可済特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)から七年間、特例輸入関税関係書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により特例輸入関税関係帳簿への記載を省略した場合には、七年間)、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該許可済特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特例輸入者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 (省 略)

6 法その他の関税に関する法令の規定により特例輸入関税関係書類を税関長に提出した場合には、その提出以後、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

書類は、次に掲げるものとする。

一〇九 同上

十 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明)(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類

十一 同上

3 第一項の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が前項の書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

4 特例輸入者は、第一項の帳簿及び第二項の書類(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項及び第六項において同じ。)を整理し、第一項の帳簿にあつてはその許可済特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)から七年間、第二項の書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間)、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該許可済特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特例輸入者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 同上

6 法その他の関税に関する法令の規定により第二項の書類を税関長に提出した場合には、その提出以後、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

7 法第七条の九第二項の規定において特例輸入者について電子計算

機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条見出し、第五条見出し、第六条第三項、第九条の二及び第十条第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類
第四条第一項、第五条第一項及び第九条	国税関係帳簿に	関税関係帳簿に
第四条第一項及び第五条第一項	国税関係帳簿の備付け	関税関係帳簿の備付け
第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第三項から第四項まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条	所轄税務署長等	承認税関長
第四条第二項	国税関係書類に	関税関係書類に
第四条第三項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項第二号、第九条並びに第十一条第二項	国税関係書類の保存	関税関係書類の保存
第五条第三項	国税関係書類	関税関係書類
第六条第一項	国税関係帳簿で	関税関係帳簿で

(修正申告の手続)

第四条の十六 法第七条の十四第一項(修正申告)の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項(申告)の申告をした税関長(法第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長)に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入関税関係書類に記載した事項のうち当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一〇五 (省 略)

2 法第七条の十四第二項の規定により、同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当

第六条第五項第一号	国税関係帳簿	関税関係帳簿
第七条第一項	国税関係帳簿書類(承認済国税関係帳簿書類)	関税関係帳簿書類(承認済関税関係帳簿書類)
第七条第一項及び第二項、第八条第一項並びに第九条	書類	書類
第七条第二項	国税関係帳簿書類の	関税関係帳簿書類の
第十一条見出し並びに同条第一項及び第二項	他の国税	関税
第十一条第三項第一号	又は	若しくは

(修正申告の手続)

第四条の十六 法第七条の十四第一項(修正申告)の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項(申告)の申告をした税関長(法第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長)に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定により保存すべきものとされている書類(次条第二項において「保存書類」という。)に記載した事項のうち当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一〇五 同 上

2 法第七条の十四第二項の規定により、同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当

該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をして、これを税関長に提出しなければならぬ。

(更正の請求の手續)

第四条の十七 (省 略)

2 前項の場合において、当該更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の更正請求書に添付するとともに、当該更正の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入関係書類に記載した事項のうち当該更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付受託者の指定要件)

第七条の三 法第九条の六第一項(納付受託者)に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者(法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。
- 二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

(納付受託者の納付に係る納付期日)

第七条の四 法第九条の七第一項(納付受託者の納付)に規定する政

該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をし、その補正をした箇所を押印をして、これを税関長に提出しなければならない。

(更正の請求の手續)

第四条の十七 同上

2 前項の場合において、当該更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の更正請求書に添付するとともに、当該更正の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは保存書類に記載した事項のうち当該更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

令で定める日は、納付受託者が法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条及び第六十八条の二において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと財務大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

（担保として提供した国債等の価額）

第八条 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保のうち、国債及び地方債の価額は債権金額により、同条第二号から第五号までに掲げるものの価額は税関長が定めるところによる。

（担保の提供の手続）

第八条の二 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託して、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

（担保として提供した国債等の価額）

第八条 法第九条の六第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保のうち、国債及び地方債の価額は債権金額により、同条第二号から第五号までに掲げるものの価額は税関長が定めるところによる。

（担保の提供の手続）

第八条の二 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を税関長に提出しなければならない。

2 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を提供しようとする者は、担保振替株式等の種類に応じ、当該担保振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をして、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

3 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保（以下この項において「担保不動産等」という。）を提供しようとする者は、担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に囑託しなければならない。

4 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をしなければならない。

3 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設定するために必要な書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に囑託しなければならない。

4 法第九条の六第一項において準用する国税通則法第五十条第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税関長に提出しなければならない。

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第九条の二

2| 法第十二条の二第四項（法第十二条の三第四項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 法第十二条の二第四項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額

二 法第十二条の二第四項第二号に掲げる場合に該当する場合（次に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ・ロ（省 略）

三 法第十二条の二第四項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

3| 法第十二条の二第五項に規定する政令で定める事項は、法第一百五條の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において読み替えて準用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）  
第九条の三 法第十二条の三第六項（無申告加算税）に規定する期限

法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第四項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額

二 法第十二条の二第三項第二号に掲げる場合に該当する場合（次に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ・ロ 同 上

三 法第十二条の二第三項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

2| 法第十二条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第一百五條の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）  
第九条の三 同 上

内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 (省 略)

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第九項第一号(延滞税)に定める提出期限(当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日)までに納付されていた場合又は当該税額の全額について当該提出期限までに法第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

(加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等)

第九条の四 法第十二条の四第一項、第三項又は第四項(同条第一項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税)の規定により過少申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項(過少申告加算税)の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、加重算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の加重算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項(無申告加算税)(同条第三項の規定により適用される場合を

一 同上

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第九項第一号(延滞税)に掲げる提出期限(当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日)までに納付されていた場合

(加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等)

第九条の四 法第十二条の四第一項又は第三項(同条第一項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税)の規定により過少申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項(過少申告加算税)の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、加重算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項又は第三項(同条第二項の加重算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項(無申告加算税)(同条第三項の規定により適用される場合を含む

含む。)の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

(重加算税を課さない部分の税額の計算等)

第九条の五 法第十二条の四第一項(重加算税)(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号(無申告加算税)のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

3 法第十二条の四第三項(同条第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実

。 )の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

(重加算税を課さない部分の税額の計算)

第九条の五 法第十二条の四第一項(重加算税)(同条第三項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項(同条第三項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号(無申告加算税)のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額とする。

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 (省 略)

2 前項の規定による申請書(同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。)の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

3 5 (省 略)

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の十二 特定輸出者は、特定輸出税関係帳簿(法第六十条七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)に規定する特定輸出税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。)を備え付けて、これに特定輸出貨物(同条第一項に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の八第一項に規定する書類(以下この条において「特定輸出税関係書類」という。)は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 同 上

2 前項の規定による申請書(同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。)の提出は、電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

3 5 同 上

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の十二 特定輸出者は、帳簿を備え付けて、これに特定輸出貨物(法第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の八第一項に規定する書類は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、当該特定輸出

作成した仕出人との間の取引についての書類、当該特定輸出貨物が法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する貨物に該当する場合にあつては、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3 特定輸出関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特定輸出関税関係書類又は輸出の許可書に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の特定輸出関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸出の許可書は、特定輸出関税関係書類とみなす。

4 特定輸出者は、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類をその特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特定輸出者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 法その他の関税に関する法令の規定により特定輸出関税関係書類を税関長に提出した場合には、その提出以後、前二項の規定は、適用しない。

（日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日）

貨物が法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する貨物に該当する場合にあつては、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3 第一項の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が前項の書類又は輸出の許可書に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

4 特定輸出者は、第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。次項において同じ。）を整理し、その特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特定輸出者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 法その他の関税に関する法令の規定により第二項の書類を税関長に提出した場合には、その提出以後、第三項及び前項の規定は、適用しない。

6 第四条の第十二第七項の規定は、法第六十七条の八第二項の規定において特定輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えについて準用する<sup>1</sup>。

（日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日）

第六十八条の二 法第七十七条の三第一項（日本郵便株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日は、日本郵便株式会社（法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日）とする。

（収容課金）

第七十条の二 法第八十二条（収容課金）に規定する収容課金の額は、収容期間一日につき、収容貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百三十円とする。ただし、定率法別表第七一〇二・三一号、第七一〇二・三九号、第七一〇三項又は第七一〇四・二一号から第七一〇四・九九号までに掲げる貴石（研磨、穴あけその他これらに類する加工をしていないもの及び機械用又は工業用に供するために形作つたものを除く。）及び同表第七一〇六項又は第七一〇八項から第七一〇一二項までに掲げる金属については、その二倍に相当する金額とする。

2 前項の規定に基づき収容課金の額を算出した場合において、重量により算出した額と容積により算出した額とが異なるときは、その多い額を収容課金とする。

3 （省 略）

（帳簿の記載事項等）

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告

第六十八条の二 法第七十七条の三第一項（日本郵便株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日は、日本郵便株式会社（法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日）とする。

（収容課金）

第七十条の二 法第八十二条（収容課金）に規定する収容課金の額は、収容期間一日につき、収容貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百三十円とする。ただし、定率法別表第七一〇二・三一号、第七一〇二・三九号、第七一〇三項、第七一〇四・二一号又は第七一〇四・九〇号に掲げる貴石（研磨、穴あけその他これらに類する加工をしていないもの及び機械用又は工業用に供するために形作つたものを除く。）及び同表第七一〇六項又は第七一〇八項から第七一〇一二項までに掲げる金属については、その二倍に相当する金額とする。

2 前項の規定に基づき収容課金の額を算出した場合において、重量により算出した額と容積により算出した額とが異なるときは、その多い額を収容課金とする。

3 同 上

（帳簿の記載事項等）

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告

貨物を除く。)を業として輸入する者(第六項において「輸入者」という。)は、関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。)を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を業として輸出する者(第八項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係帳簿」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者をいう。)の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類(以下この条において「関税関係書類」という。)について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る関税関係書類について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるもの

貨物を除く。)を業として輸入する者(第六項及び第九項において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を業として輸出する者(第八項及び第九項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)とあるのは「第九十四条第二項(帳簿の備付け等)において準用する同条第一項」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者をいう。)の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるもの

のとする。

4 第六十一条第一項（各号を除く。）の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる」と読み替えるものとする。

5 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸入若しくは輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入又は輸出の許可書は、関税関係書類とみなす。

6 輸入者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿にあつてはその輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、関税関係書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

7 （省 略）

8 輸出者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理

とする。

4 第六十一条第一項（各号を除く。）の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる」と読み替えるものとする。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が第三項若しくは前項の書類又は輸入若しくは輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

6 輸入者は、第一項の帳簿及び第三項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿にあつては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、第三項の書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

7 同 上

8 輸出者は、第二項において準用する第一項の帳簿（以下この項において単に「帳簿」という。）及び第四項の書類（第五項の規定に

し、関税関係帳簿及び関税関係書類をその輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は輸出者の住所地に保存しなければならない。

9 法第九十四条第三項の規定において輸入者又は輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条見出し、第五条見出し、第六条第三項及び第六項、第九条の二並びに第十一条第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類
第四条第一項、第五条第一項及び第九条	国税関係帳簿に	関税関係帳簿に
第四条第一項及び第五条第一項	国税関係帳簿の備付け	関税関係帳簿の備付け
第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項から第四項まで及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第八条	所轄税務署長等	所轄税関長
第四条第二項及び第三項	国税関係書類に	関税関係書類に
第四条第三項、第五条	国税関係書類の保存	関税関係書類の保存
	国税関係書類	関税関係書類

(財務省令への委任)  
 第九十三条 法第九条の三第二項(納税の告知)の納税告知書、法第九  
 九条の四(納付の手続)の納付書及び法第九条の八第一項(納付受  
 託者の帳簿保存等の義務)の帳簿の様式その他法及びこの政令の実  
 施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

第二項、第六条第二項 及び第五項第二号、第 九条並びに第十一条第 二項		
第五条第三項	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
第六条第一項	国税関係帳簿で	関税関係帳簿で
第七条第一項	国税関係帳簿書類(	関税関係帳簿書類(
第六条第五項第一号	国税関係帳簿	関税関係帳簿
第六条第六項	所轄外税務署長	所轄外税関長
第七条第一項及び第二 項、第八条第一項並び に第九条	承認済国税関係帳簿 書類	承認済関税関係帳簿 書類
第七条第二項	国税関係帳簿書類の	関税関係帳簿書類の
第十一条見出し並びに	他の国税	関税
同条第一項及び第二項		

(財務省令への委任)  
 第九十三条 法第九条の三第二項(納税の告知)の納税告知書及び法  
 第九条の四(納付の手続)の納付書の様式その他法及びこの政令の  
 実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二一の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二二一号から第二二〇四・二九号まで及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二・三 （省 略）</p> <p>（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第二項（少額輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 （省 略）</p> <p>十一 法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇</p>	<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 同 上</p> <p>一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二一の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二二一号から第二二〇四・二九号まで及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二・三 同 上</p> <p>（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第二項（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 同 上</p> <p>十一 法の別表第二四類に掲げる物品</p>

四・一 一 号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品

十二〜二十一 (省 略)

二十二 法の別表第九四〇一・九九号の一に掲げる物品

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の六 法第十四条第七号(無条件免税)に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄の各号に掲げる輸入する物品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる物品とする。

輸入する物品	無条件免税をしない物品
一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量とその輸入の日から遡つて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三十五条(米穀の輸入数量の届出)の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品(第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。)以外のもの
二 法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項まで、第二四〇一・〇一から第二四〇三項まで、第二四〇四・一 一 号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量が当該物品ごとに財務省令で定める数量以下である場合における当該輸入する物品以外のもの

十二〜二十一 同上

二十二 法の別表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の六 同上

輸入する物品	無条件免税をしない物品
一 同上	輸入する者ごとに輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三十五条(米穀の輸入数量の届出)の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品(第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。)以外のもの
二 法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項まで及び第二四類に掲げる物品その他の財務省令で定める物品	同上

他の財務省令で定める物品	
三 (省略)	(省略)

(用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物等の指定)  
 第二十八条 法第十六条第二項(外交官用貨物等の免税)に規定する政令で指定する貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 一 (省略)
- 二 法の別表第二一〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)に掲げる飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの、同表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げるアルコール飲料等(同表第二二〇四・三〇号の一、第二二〇五・九〇号の一、第二二〇六・〇〇号の一及び第二二〇八・九〇号の二の(二)に掲げるものを除く。)並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額)

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項、第三項及び第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。)の額を除く。)とする。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九

三 同上	同上
------	----

(用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物等の指定)  
 第二十八条 法第十六条第二項(外交官用貨物等の用途外使用)に規定する政令で指定する貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 一 同上
- 二 法の別表第二一〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)に掲げる飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの、第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げるアルコール飲料等(同表第二二〇四・三〇号の一、第二二〇五・九〇号の一、第二二〇六・〇〇号の一及び第二二〇八・九〇号の二の(二)に掲げるものを除く。)及び同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額)

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。)の額を除く。)とする。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九

条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項、第三項及び第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）の額を除く。）」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを税関長に」とあるのは「その延長された期限内に、これを輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項、第三項及び第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）の額を除く。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とある

条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）の額を除く。）」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを税関長に」とあるのは「その延長された期限内に、これを輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）の額を除く。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「輸

のは「輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 一・二 （省 略）
- 三 法の別表第一七〇三・一〇号の一及び第一七〇三・九〇号の一に掲げる糖蜜
- 四〇九 （省 略）
- 十 法の別表第三六〇三・五〇号の一に掲げるイグナイター
- 十一〜十四 （省 略）

（自動車の部分品の指定）

第七十五条 法の別表第三六〇三・五〇号の一に規定する政令で定める自動車の部分品は、エアバッグガス発生器、シートベルト引つ張り固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器とする。

出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 同 上

- 一・二 同 上
- 三 法の別表第一七〇三・一〇号の一及び第一七〇三・九〇号の一に掲げる糖みつ
- 四〇九 同 上
- 十 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に掲げるイグナイター
- 十一〜十四 同 上

（自動車の部分品の指定）

第七十五条 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に規定する政令で定める自動車の部分品は、エアバッグガス発生器、シートベルト引つ張り固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器とする。

改 正 案

現 行

（輸入数量の算出方法）

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和三年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和二年度までの各年度の初日から当

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和二年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和元年度までの各年度の初日から当

該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和三年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 （省略）

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（国内消費量の算出方法）

第十六条 （省略）

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和二年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2・3 同上

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（国内消費量の算出方法）

第十六条 同上

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前三項の場合において、第十条の四第三項又は第四項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 同上

2・3 同上

4 前三項の場合において、第十条の四第三項又は第四項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 同上

2・3 同上

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定が環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、それぞれ当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項まで、五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品であつてそれぞれ当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同上

2・3 (省 略)

4 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与えない期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

5 5 8 (省 略)	三・四	一	項 名	二	物 品	期 間
	(省 略)	(省 略)	対象物品のうち、当該年の前々年までの過去三年間の一の対象物品の輸入額のうちに占める当該三年間の一の一般特惠受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が五十パーセントを超え、かつ、その輸入額が四十五億円を超えるもの(当該一般特惠受益国を原産地とするものに限る。)。ただし、次に掲げるものを除く。	(省 略)	(省 略)	当該年の四月一日から当該年の三月後の年又は令和十三年のいずれか早い年の三月三十一日まで

2・3 同 上

4 同 上

5 5 8 同 上	三・四	一	項 名	二	物 品	期 間
	同 上	同 上	(一)・(二) 同 上	同 上	同 上	当該年の四月一日から令和三年三月三十一日まで

○ 関税暫定措置法施行令（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等）</p> <p>第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一～二十二（省 略）</p> <p>二十三 関税率表第七四一九・八〇号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスパンデッドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。）</p> <p>二十四～二十六（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一～二十二（省 略）</p> <p>二十三 関税率表第七四一九・八〇号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスパンデッドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。）</p> <p>二十四～二十六（省 略）</p> <p>4～6（省 略）</p> <p>第三十二条（省 略）</p> <p>2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品</p>	<p>（加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等）</p> <p>第二十条 同 上</p> <p>一～二十二 同 上</p> <p>二十三 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。）</p> <p>二十四～二十六 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>一～二十二 同 上</p> <p>二十三 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。）</p> <p>二十四～二十六 同 上</p> <p>4～6 同 上</p> <p>第三十二条 同 上</p> <p>2 同 上</p>

とする。

一・二 (省 略)

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。)並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・二〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの

四〇十 (省 略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一〇三 (省 略)

四 関税率表第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・四九号の一、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇二・

一・二 同上

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。)並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの

四〇十 同上

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 同上

一〇三 同上

四 関税率表第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・四九号の一、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇二・

九九号の二の(一)、第〇三〇三・五十一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一號、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二、第〇三〇七・七一号の一、第〇三〇七・七二号の一、第〇三〇七・七九号の二の(一)及び第〇三〇九・一〇号に掲げる貨物

五十二 (省 略)

十三 関税率表第〇四〇一・一〇号の一、第〇四〇一・二〇号の一、第〇四〇一・四〇号の一、第〇四〇一・五〇号の一、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号の二の(一)及び二、第〇四〇二・九九号の二の(一)及び二、第〇四〇三・二〇号の一、第〇四〇三・九〇号の一、第〇四〇四・一〇号の一、第〇四〇四・九〇号の一、第〇四〇五項、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号並びに第〇四〇六・九〇号に掲げる貨物

十四 (省 略)

三十五 関税率表第〇四〇一・九九号の一に掲げる貨物

別表第一 (第十九条の二関係)

九九号の二の(一)、第〇三〇三・五十一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一號、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二、第〇三〇七・七一号の一、第〇三〇七・七二号の一、第〇三〇七・七九号の二の(一)に掲げる貨物

五十二 同 上

十三 関税率表第〇四〇一・一〇号の一、第〇四〇一・二〇号の一、第〇四〇一・四〇号の一、第〇四〇一・五〇号の一、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号の二の(一)及び二、第〇四〇二・九九号の二の(一)及び二、第〇四〇三・一〇号の一、第〇四〇三・九〇号の一、第〇四〇四・一〇号の一、第〇四〇四・九〇号の一、第〇四〇五項、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号並びに第〇四〇六・九〇号に掲げる貨物

十四 同 上

三十五 関税率表第〇四〇一・九〇号の一に掲げる貨物

別表第一 (第十九条の二関係)

五十七 ～ 二十八	(省 略)	(省 略)	項 名
		環太平洋包括的 及び先進的協定	經濟連携協定
	(省 略)	・一三号の一に掲げる物品であつて、 カナダを原産地とするもの	品 名
		四四〇七・一二号の一及び第四四〇七 関税率表第四四〇七・一一号の一、第	

五十七 ～ 二十八	同 上	同 上	項 名
			經濟連携協定
	同 上	同 上	品 名
		第四四〇七・一二号の一に掲げる物品 であつて、カナダを原産地とするもの	

改 正 案	現 行
<p>〔災害等〕による許可に係る手数料等の還付又は免除）</p> <p>第十三条の二 法第百二条の二第一項〔災害等〕による手数料の還付、軽減又は免除）の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、財務大臣又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで（災害等による期限の延長）の規定によりこれらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第一項に規定する災害等が生じた日）から二月を経過する日までに、法第百二条の二第一項の還付を受けたい旨を記載した書面に、次に掲げる書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>2 法第百二条の二第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第六十二条（指定地外検査の許可の申請）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出の際に、同項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が法第百二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>〔災害等〕による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除）</p> <p>第十三条の三 法第百二条の二第三項〔災害等〕による手数料の還付、</p>	<p>〔災害〕による許可に係る手数料等の還付又は免除）</p> <p>第十三条の二 法第百二条の二第一項〔災害〕による手数料の還付、軽減又は免除）の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者は、財務大臣が法第百二条の三第一項〔災害〕による期限の延長）の規定により特定災害（同項に規定する特定災害をいう。次条第一項及び第十三条の四において同じ。）により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、法第百二条の二第一項の還付を受けたい旨を記載した書面に、次に掲げる書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>2 法第百二条の二第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第六十二条（指定地外検査の許可の申請）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出の際に、法第百二条の二第二項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が同条第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>〔災害〕による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除）</p> <p>第十三条の三 法第百二条の二第三項〔災害〕による手数料の還付、軽</p>

軽減又は免除)の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、財務大臣又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで(災害等による期限の延長)の規定によりこれらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日(申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第三項に規定する災害等が生じた日)から二月を経過する日までに、法第百二条の二第三項の還付を受けたい旨、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料に係る証明書類の交付された年月日及びその証明書類に係る税関の事務の内容を記載した書面に、当該証明書類が同項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならぬ。

2 法第百二条の二第四項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第八十八条第一項(証明書類の交付又は統計の閲覧の申請)に規定する申請書の提出の際に、法第百二条の二第四項の免除を受けた旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る証明書類が同条第三項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を併せて提出しなければならぬ。

(災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)

第十三条の四 法第百二条の二第五項(災害等による手数料の還付、軽減又は免除)の表(以下この項及び次項において「関税法の表」という。)の第五号の上欄に規定する政令で定める施設は製造工場とし、関税法の表の同号の中欄に規定する政令で定める行政処分は次の表の上欄に掲げる行政処分とし、関税法の表の同号の下欄に規

減又は免除)の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者は、財務大臣が法第二条の三第一項(災害による期限の延長)の規定により特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、法第百二条の二第三項の還付を受けたい旨、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料に係る証明書類の交付された年月日及びその証明書類に係る税関の事務の内容を記載した書面に、当該証明書類が同項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならぬ。

2 法第百二条の二第四項(災害による手数料の還付、軽減又は免除)の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第八十八条第一項(証明書類の交付又は統計の閲覧の申請)に規定する申請書の提出の際に、法第百二条の二第四項の免除を受けた旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る証明書類が同条第三項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を併せて提出しなければならぬ。

(災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)

第十三条の四 法第百二条の二第五項(災害による手数料の還付、軽減又は免除)の表(以下この項及び次項において「関税法の表」という。)の第五号の上欄に規定する政令で定める施設は製造工場とし、関税法の表の同号の中欄に規定する政令で定める行政処分は次の表の上欄に掲げる行政処分とし、関税法の表の同号の下欄に規定

定する政令で定める規定は次の表の下欄に掲げる規定とする。

(省 略)

(省 略)

- 2 法第百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（以下この項及び第四項において「申請者」という。）は、財務大臣又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで（災害等による期限の延長）の規定によりこれらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第五項に規定する災害等が生じた日）から二月を経過する日までに、関税法の表の各号の中欄に掲げる行政処分（以下この条において「行政処分」という。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする関税法の表の当該各号の上欄に掲げる施設（以下この条において「施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。
- 一 (省 略)
- 二 当該施設に係る行政処分に係る当該災害等が生じた日が属する月の月分以後の月分の手数料の納付額
- 三 当該施設の延べ面積（次項において「基準面積」という。）のうち当該災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同項において「損傷面積」という。）
- 四 当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

- 3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき

五 (省 略)

する政令で定める規定は次の表の下欄に掲げる規定とする。

同 上

同 上

- 2 法第百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（第四項において「申請者」という。）は、財務大臣が法第二条の三第一項（災害による期限の延長）の規定により特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、関税法の表の各号の中欄に掲げる行政処分（以下この条において「行政処分」という。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする関税法の表の当該各号の上欄に掲げる施設（以下この条において「施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。
- 一 同 上
- 二 当該施設に係る行政処分に係る当該特定災害が発生した日が属する月の月分以後の月分の手数料の納付額
- 三 当該施設の延べ面積（次項において「基準面積」という。）のうち当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同項において「損傷面積」という。）
- 四 当該施設の当該特定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

- 3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき

五 同 上

書類を含む。以下この項において同じ。)の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料(その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限り。)の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号(第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。)又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該災害等が生じた日が属する月の月分の手数料の額が含まれておりときは、同月分については、同日から同月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4 (省 略)

5 法第百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、当該軽減又は免除を受けようとする月分の手数料の納付期限の十日前までに、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設に関する次に掲げる事項を記載した書面に、第三号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付すべき税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 当該施設の延べ面積(次項第二号において「基準面積」という

書類を含む。以下この項において同じ。)の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する特定災害に係る指定地域(法第二条の三第一項に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。)に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料(その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限り。)の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号(第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。)又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該特定災害が発生した日が属する月の月分の手数料の額が含まれておりときは、同月分については、当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 当該施設の延べ面積(次項第二号において「基準面積」という

。のうち第二項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同号において「損傷面積」という。）

三 当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

四・五 （省 略）

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料の額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一 当該災害等により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 全額

二 当該災害等により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 当該施設に係る行政処分に係る手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額

。のうち第二項に規定する特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同号において「損傷面積」という。）

三 当該施設の当該特定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

四・五 同 上

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料の額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一 当該特定災害により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 全額

二 当該特定災害により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 当該施設に係る行政処分に係る手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補正による修正申告の手続）</p> <p>第二条 法第六条第六項において準用する関税法第七条の十四第二項（修正申告）の規定により、先の納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号（定義）に掲げる納税申告書をいう。）に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該申告書の交付を受け、当該申告書に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をして、これを税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（補正による修正申告の手続）</p> <p>第二条 法第六条第六項において準用する関税法第七条の十四第二項（補正による修正申告）の規定により、先の納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号（定義）に掲げる納税申告書をいう。）に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該申告書の交付を受け、当該申告書に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をし、その補正をした箇所に押印をして、これを税関長に提出しなければならない。</p>

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム	令和三年四	一三三、九四
一〇	（濃縮若しくは乾燥	月一日から	〇トン（全乳
〇四〇一・	をし又は砂糖その他	令和四年三	換算数量とし
二〇	の甘味料を加えたも	月三十一日ま	、当該物品の
〇四〇一・	のを除く。）	で	全重量のうち
四〇	ーミルク、凝固した		に占める乳脂
〇四〇一・	ミルク及びクリーム		脂肪の割合に
五〇	、ヨーグルト、ケフ		一五・一二を
〇四〇三・	イアその他発酵させ		乗じて得た数
一〇	又は酸性化したミルク		に当該物品の
〇四〇三・	ク及びクリーム（濃		全重量のうち
九〇	縮若しくは乾燥をし		に占める無脂
〇四〇四・	てあるかないか又は		乳固形分の割
九〇	砂糖その他の甘味料		合に六・五九
一八〇六・	、香料、果実、ナ		を乗じて得た
二〇	ット若しくはココア		数を加えて得
一八〇六・	を加えてあるかない		た数を当該物
九〇	かを問わない。）		品の全重量に
一九〇一・	ミルクの天然の組成		乗じて得た数
一〇	分から成る物品、関		量とする。）
同上	同上	令和二年四	同上
		月一日から	
		令和三年三	
		月三十一日ま	
		で	

一九〇一・	税定率法別表（以下
二〇	「関税率表」という
一九〇一・	。第〇四・〇一項
九〇	から第〇四・〇四項
二一〇一・	までの物品の調製食
一二	料品（ミルクの天然
二一〇一・	の組成分の含有量の
二〇	合計が乾燥状態にお
二一〇六・	いて全重量の三〇%
一〇	以上のものに限る。
二一〇六・	）、コーヒー、茶又
九〇	はマテをもとした
	調製品（ミルクの天
	然の組成分の含有量
	の合計が乾燥状態に
	おいて全重量の三〇
	%以上のものに限る
	。並びに調製食料
	品（関税率表第二一
	・〇六項以外の項に
	該当するもの及び調
	製食用脂（関税率表
	第〇四・〇五項の物
	品の含有量が全重量
	の三〇%を超え七〇
	%以下のものに限る
	。を除外のものとし
	、ミルクの天然の組

成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一 ○四〇二・ 二九</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一</p>	<p>○四〇二・ 九一</p>
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
七四、九七三 トン	七、二六四 トン	一、五〇〇 トン	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
同上	同上	同上	同上



九〇	一〇〇五・	九〇	〇七一三・	六〇	〇七一三・	五〇	〇七一三・	三九	〇七一三・	三五	〇七一三・	三四	〇七一三・	三三	〇七一三・	三二	〇七一三・	一〇	〇七一三・	九〇	〇四〇六・	四〇	〇四〇六・	〇四〇六・
とうもろこしのうち	とうもろこしのうち コーンスターチの製 造に使用するもの																					乾燥した豆（さやを 除いたものに限るも のとし、皮を除いて あるかないか又は割 つてあるかないかを 問わない。）のうち 、ひよこ豆、緑豆及 びひら豆以外のもの	の原料として使用す るもの	
令和三年四 月三十一日ま で	令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で																					令和四年三 月三十一日ま で		
三四七、九〇	四、一五六、 七〇〇トン																							一二〇、〇〇 〇トン

	同上																							同上
同上	同上																							同上
令和二年四 月三十一日ま で	令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で																							令和三年三 月三十一日ま で
三六五、二〇	四、一九五、 四〇〇トン																							同上

一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。） ）	令和三年四月一日から 同年九月三 〇日まで	二四六、二〇 〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレッ	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで	一五七、〇〇 〇トン
	同上	同上	同上
	麦芽（いつてあるかないかを問わない。） ）	令和二年一月一日から 令和三年三月三十一日まで	二四四、〇〇 〇トン
	同上	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで	一〇〇、八〇 〇トン
	同上	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで	一〇六、六〇 〇トン
	同上	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで	〇トン
	同上	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで	〇トン

<p>九 一 二 二 ・ 九</p>	<p>二〇 一 九 〇 一 ・ 二 〇 一 九 〇 一 ・ 九 〇</p>	<p>こんにやく芋（アモ ルフオファルス）（ 切り、乾燥し又は粉 状にしたものである</p>	<p>ト又はでん粉の一以 上を含有するもので 、これらの物品の含 有量の合計が全重量 の八五%を超えるも のに限るものとし、 ケーキミックス及び 乳幼児用又は食餌療 法用のものを除く。 （のうちでん粉が最 大の重量を占めるも の（小麦でん粉を含 有するものを除く。 ）</p>	<p>令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま</p>	<p>令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で</p>	<p>二 六 七 ト ン （ 荒 粉 換 算 数 量 と し、 生 芋 一 ト ン は、 荒 粉</p>	<p>七 五、 〇 〇 〇 ト ン （ む き み 換 算 数 量 と し 、 殻 付 き の も の 一 ト ン は、 殻 を 除 い た も の 〇・七 五 ト ン に 換 算 す る も の と す る。 ）</p>
--	---	--	--	---	---	--	---

<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま</p>	<p>令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
----------------	----------------	----------------	----------------	---	---	----------------	----------------

	<p>かないかを問わない。 )</p>	<p>で</p>	<p>○・一五八ト ンに、精粉一 トンは、荒粉 一・七六一ト ンにそれぞれ 換算するもの とする。)</p>
<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調 製食品（塊状、板 状又は棒状のもので 、その重量が二キロ グラムを超えるもの 及び液状、ペースト 状、粉状、粒状その 他これらに類する形 状のもので、正味重 量が二キログラムを 超える容器入り又は 直接包装にしたもの に限るものとし、砂 糖を加えたものを除 く。）のうち、チョコ レート製造用の もの</p>	<p>令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま で</p>	<p>六、四〇〇ト ン</p>
<p>二〇〇二・ 九〇</p>	<p>トマトピューレー及 びトマトペーストの うち、トマトケチャ ップその他のトマト</p>	<p>令和三年四 月一日から 令和四年三 月三十一日ま</p>	<p>三七、八〇〇 トン</p>
		<p>で</p>	<p>八、五〇〇ト ン</p>
<p>同 上</p>		<p>令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で</p>	<p>同 上</p>
<p>同 上</p>		<p>令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま</p>	<p>三七、〇〇〇 トン</p>

五〇	四一〇一・ 二〇	物	の原皮（生鮮のも	物	の原皮（生鮮のも	物	の原皮（生鮮のも	物	の原皮（生鮮のも
九〇	二一〇六・ 二〇	調製食用脂（関税率 表第〇四・〇五項の 物品の含有量が全重 量の三〇%を超え七 〇%以下のものに限 る。以下この項にお いて同じ。）のうち ニュージールランドを 原産地とするもの 調製食用脂のうちそ 他のもの							
月三十一日ま	令和四年三 月一日から	令和三年四 月一日から							
月三十一日ま	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から	令和四年三 月一日から
ル	〇平方メー ト	七、四二七 ト							

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
月三十一日ま	令和三年三 月一日から	令和二年四 月一日から							
月三十一日ま	令和三年三 月一日から								
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

四一〇一・	の及び塩蔵、乾燥、
九〇	石灰漬け、酸漬けそ
四一〇四・	の他の保存に適する
一一	処理をしたもので、
四一〇四・	なめし、パーチメン
一九	ト仕上げ又はこれら
四一〇四・	以上の加工をしてな
四一	いものに限るものと
四一〇四・	し、脱毛してあるか
四九	ないか又はスプリッ
四一〇七・	トしてあるかないか
一一	を問わない。)のう
四一〇七・	ち、クロムなめしの
一二	もの(なめし過程(
四一〇七・	前なめしを含む。)
一九	中のもものうちなめ
四一〇七・	しを終わてないもの
九一	(及びなめし過程に
四一〇七・	ないもの以外のもの
九二	、牛又は馬類の動物
四一〇七・	のなめした皮(なめ
九九	したものと及びクラス
	トにしたもので、こ
	れらを超える加工を
	しておらず、毛が付
	いていないものに限
	るものとし、スプリ
	ットしてあるかない

で

で

<p>かを問わない。以下この項において同じ。のうち、染色色したものを除く。）及び牛（クロムなめしものを除く。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パッチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものは模様のもの以外のもの</p>	<p>令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで</p>	<p>一、四六六、〇〇〇平方メートル</p>
<p>同上</p>	<p>令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

<p>又は模様付けしたものの</p>	<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二 四一一二・ 〇〇 四一一三・ 一〇</p> <p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたもの</p>	<p>又は模様付けしたものの</p>
	<p>令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで</p>	
	<p>一、〇七〇、〇〇〇平方メートル</p>	

	<p>同上</p>	
	<p>同上</p>	
	<p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p>	
	<p>同上</p>	

<p>五〇〇一・  〇〇  五〇〇二・  〇〇</p>	<p>繭（繰糸に適するものに  限る。）及び生糸（よつてないものに  限るものとし、野蚕の  ものを除く。）</p>	<p>令和三年四月一日から  令和四年三月三十一日  まで</p>	<p>七九八トン（生糸換算数量  とし、繭一トンは、生糸〇  ・四トンに換算するものと  する。）</p>
<p>六四〇三・  二〇  六四〇三・  四〇  六四〇三・  五一  六四〇三・  五九  六四〇三・  九一  六四〇三・  九九  六四〇四・  一九  六四〇四・  二〇  六四〇五・  一〇  六四〇五・  九〇</p>	<p>履物（本底がゴム製、  プラスチック製、革製  又はコンポジション  レザー製のものに  限る。）のうち甲が革製  のもの及び甲に毛皮を  使用したものに並びに  これら以外の革製のもの  （スポーツ用のもの、  体操用、競技用その他  これらに類する用途に  供するもの及びスリッ  パを除くものとし、甲  が革製のもの以外のもの  にあつては、甲の一部  に革を使用したものに  限る。）</p>	<p>令和三年四月一日から  令和四年三月三十一日  まで</p>	<p>一、二、〇一九、〇〇〇足</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和二年四月一日から  令和三年三月三十一日  まで</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

○ 関税割当制度に関する政令（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（割当ての方法及び基準）

第二条 暫定法第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号、第〇四〇三・二〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号、第〇七一三・九〇号、第〇一〇五・九〇号、第〇一〇七・一〇号、第〇一〇七・二〇号、第〇一〇八・一二号、第〇一〇八・一三号、第〇一〇八・一四号、第〇一〇八・一九号、第〇一〇八・二〇号、第〇一〇二・三〇号、第〇一〇二・四一号、第〇一〇二・四二号、第〇一〇二・九九号、第〇一〇六・二〇号、第〇一〇六・九〇号、第〇一九〇一・一〇号、第〇一九〇一・二〇号、第〇一九〇一・九〇号、第〇二〇〇二・九〇号、第〇二〇〇八・二〇号、第〇二〇〇一・一二号、第〇二一〇一・二〇号、第〇二一〇六・一〇号、第〇二一〇六・九〇号、第〇五〇〇一・〇〇号及び第〇五〇〇二・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に關稅割當申請書を提出しなければならない。

2  
（省 略）

現 行

（割当ての方法及び基準）

第二条 暫定法第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号、第〇七一三・九〇号、第〇一〇五・九〇号、第〇一〇七・一〇号、第〇一〇七・二〇号、第〇一〇八・一二号、第〇一〇八・一三号、第〇一〇八・一四号、第〇一〇八・一九号、第〇一〇八・二〇号、第〇一〇二・三〇号、第〇一〇二・四一号、第〇一〇二・四二号、第〇一〇二・九九号、第〇一〇六・二〇号、第〇一〇六・九〇号、第〇一九〇一・一〇号、第〇一九〇一・二〇号、第〇一九〇一・九〇号、第〇二〇〇二・九〇号、第〇二〇〇八・二〇号、第〇二〇〇一・一二号、第〇二一〇一・二〇号、第〇二一〇六・一〇号、第〇二一〇六・九〇号、第〇五〇〇一・〇〇号及び第〇五〇〇二・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に關稅割當申請書を提出しなければならない。

2  
同 上

3 前項の割当ては、割当数量を記載した関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給して行うものとする。

4・5 （省略）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム	令和三年四月一日から	一三三、九四〇トン（全乳
一〇	（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	令和四年三月三十一日まで	換算数量とし、当該物品の全重量のうち
〇四〇一・	バター		に占める乳脂肪分の割合に一五・一二を
四〇	バター		乗じて得た数に当該物品の全重量のうち
〇四〇一・	バター		に占める無脂乳固形分の割合に六・五九
五〇	バター		を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に
〇四〇三・	バター		乗じて得た数量とする。）
二〇	バター		
〇四〇三・	バター		
九〇	バター		
〇四〇四・	バター		
九〇	バター		
一八〇六・	バター		
二〇	バター		
一八〇六・	バター		
九〇	バター		
一八〇一・	バター		
一〇	バター		
一九〇一・	バター		

3 前項の割当ては、割当数量を記載した関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給して行なうものとする。

4・5 同上

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム	同上	同上
一〇	（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		
〇四〇一・	バター		
二〇	バター		
〇四〇一・	バター		
四〇	バター		
〇四〇一・	バター		
五〇	バター		
〇四〇三・	バター		
一〇	バター		
〇四〇三・	バター		
九〇	バター		
〇四〇四・	バター		
九〇	バター		
一八〇六・	バター		
二〇	バター		
一八〇六・	バター		
九〇	バター		
一八〇一・	バター		
一〇	バター		
一九〇一・	バター		

二〇	以下「関税率表」と
一九〇一・〇	いう。第〇四・〇
九〇	一項から第〇四・〇
二一〇一・	四項までの物品の調
一二	製食品（ミルクの
二一〇一・	天然の組成分の含有
二〇	量の合計が乾燥状態
二一〇六・	において全重量の三
一〇	〇％以上のものに限
二一〇六・	る。）、コーヒー、
九〇	茶又はマテをもとと
	した調製品（ミルク
	の天然の組成分の含
	有量の合計が乾燥状
	態において全重量の
	三〇％以上のものに
	限る。）並びに調製
	食品（関税率表第
	二一・〇六項以外の
	項に該当するもの及
	び調製食用脂（関税
	率表第〇四・〇五項
	の物品の含有量が全
	重量の三〇％を超え
	七〇％以下のものに
	限る。）を除くもの
	とし、ミルクの天然
	の組成分の含有量の

二〇	「関税率表」という
一九〇一・	〇。第〇四・〇一項
九〇	から第〇四・〇四項
二一〇一・	までの物品の調製食
一二	料品（ミルクの天然
二一〇一・	の組成分の含有量の
二〇	合計が乾燥状態にお
二一〇六・	いて全重量の三〇％
一〇	以上のものに限る。
二一〇六・	）、コーヒー、茶又
九〇	はマテをもととした
	調製品（ミルクの天
	然の組成分の含有量
	の合計が乾燥状態に
	おいて全重量の三〇
	％以上のものに限る
	。）並びに調製食料
	品（関税率表第二一
	・〇六項以外の項に
	該当するもの及び調
	製食用脂（関税率表
	第〇四・〇五項の物
	品の含有量が全重量
	の三〇％を超え七〇
	％以下のものに限る
	。）を除くものとし
	、ミルクの天然の組
	成分の含有量の合計

(省略)	
(省略)	合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。
(省略)	
(省略)	
同上	
同上	が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)
同上	
同上	

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ〜へ （省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の八、第八九号の一〇</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ〜へ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七二号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九一〇号、第一〇五号、第一〇七号又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約</p>

第八九号の一一、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇九（省 略）

二〇七（省 略）

（申告等の入力事項等）

第三条（省 略）

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の

第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項の規定による申告に係る部分に限る。）、に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇九 同上

二〇七 同上

（申告等の入力事項等）

第三条 同上

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百

許可)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。)  
第十二条(積戻しの場合の免税の手續)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)  
に係る部分に限る。)  
又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならぬ。

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手続
一	関税法第七条第一項(申告)の規定による申告(輸徴法施行令第十三条第一項(関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手續等)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は同法第七条第三項の規定による教示の求め
一の二 ～ 三	(省略)
四	関税法第十五条第一項(入港手續)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第四項の規定による報告、同条第五項の規定による船用品目録の提出、同条第七項から第九項までの規定による報告、同条第十項の規定による書面の提出、同条第十一項の規定による入港届の提出又は同条第十三項の規定による報告

号。以下「輸徴法施行令」という。)  
第十二条(積戻しの場合の免税の手續)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)  
に係る部分に限る。)  
又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない。

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手続
一	関税法第七条第一項(申告)の規定による申告(輸徴法施行令第十三条第一項(関税を免除する物品についての免税等の手續等)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は同法第七条第三項の規定による教示の求め
一の二 ～ 三	同上
四	関税法第十五条第一項(入港手續)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項から第九項までの規定による報告、同条第十項の規定による書面の提出、同条第十一項の規定による入港届の提出又は同条第十三項の規定による報告

四の二	～	(省 略)
七	六	関税法第十七条第一項(出港手続)の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第四項の規定による報告
七の二	～	(省 略)
一三	一四	関税法第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出又は目録の提出
一五		関税法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み等)の規定による申告(輸徴法施行令第十一条第一項(船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十五条の二第一項ただし書(酒類等の外航船等への積込みの承認)の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。)、同法第二十三条第二項の規定による申告(同令第四十五条の二第一項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。)、同法第二十三条第五項の規定による書類の提出(輸徴法施行令第十一条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

四の二	～	同上
七	六	関税法第十七条第一項(出港手続)の規定による出港届若しくは書面の提出(旅客及び乗組員に関する事項に限る。)、又は同条第四項の規定による報告
七の二	～	同上
一三	一四	関税法第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出
一五		関税法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み等)の規定による申告(輸徴法施行令第十一条第一項(船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十五条の二第一項ただし書(酒類等の外航船等への積込みの承認)の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。)、同法第二十三条第二項の規定による申告(同令第四十五条の二第一項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。)、又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

一六 ～ 三一	(省 略)
三一の	関税法第六十二条の四第一項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)の規定による報告
二	(省 略)
三一の	(省 略)
三二	(省 略)
三六の	関税法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定による届出(輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、同法第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出
四	関税法第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、同法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項の規定による期間の延長の申請(輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
三六の	同法第六十四条第三項の規定
三六の	同法第六十四条第三項の規定
三七	関税法第六十五条第一項ただし書(運送の期間の経過による関税の徴収)(同条第二項において準用する場合を含む。)

一六 ～ 三一	同上
三一の	同上
二	同上
三二	同上
三六の	同上
四	同上
三六の	同上
五	関税法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定による届出(輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
三七	関税法第六十五条第一項ただし書(運送の期間の経過による関税の徴収)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び



四一の～	(省略)
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)(同法第七十五条において準用する場合を含む。 )の規定による書類の提出
六	(省略)
四二の二	(省略)
四三	関税法第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)(同法第七十五条において準用する場合を含む。 )の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
四三の二	関税法第六十九条の六第八項第三号(輸出差止申立てに係る供託等)(同法第七十五条において準用する場合を含む。 )の規定による証明及び確認の申請
四三の三	関税法第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)(同法第七十五条において準用する場合を含む。 )の規定による認定手続を取りやめることの求め又は同法第六十九条の十第九項第一号(同法第七十五条において準用する場合を含む。 )の規定による証明及び確認の申請
四三の四	(省略)
四三の五	関税法第六十九条の十五第八項第三号(輸入差止申立てに係る供託等)の規定による証明及び確認の申請
四三の六	関税法第六十九条の十六第五項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)において準用する同法第六十九条の十五第八項第三号の規定による証明及び確認の申

四一の～	同上
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類の提出
六	(省略)
四二の二	同上
四三	関税法第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
四三の二	関税法第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による認定手続を取りやめることの求め
四三の三	同上
四三の四	同上
四三の五	関税法第六十九条の十六第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による立会いの申請



四六の	五	による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)
四六の	四	関税法第七十八条の二第二項(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による通知
四六の	六	(省 略)
四六の	七	(省 略)
四六の	八	関税法第八十九条第一項(再調査の請求)の規定による再調査の請求
四六の	九	(省 略)
四六の	一〇	関税法第九十五条第二項(税関事務管理人)の規定による届出
四七の	四七	(省 略)
四七の	三	関税法施行令第一条の四第三項(災害等による期限の延長)の規定による申請
四七の	四	関税法施行令第二条第三項(課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物)の規定による承認の申請
四八	五	(省 略)
四九の	四	(省 略)
四九の	四	関税法施行令第八条の二各項(担保の提供の手続)の規定による書類(財務省令で定めるものに限る。)の

四六の	二	同
四六の	三	同
四六の	四	同
四七の	四七	同
四七の	三	同
四八	四	同
四九の	四	同



五二の	(省 略)
三	(省 略)
五二の	(省 略)
四	関税法施行令第三十二条(指定保税地域の処分等についての承認の申請)の規定による申請書の提出又は図面の添付
五二の	関税法施行令第六十二条の二第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)(同令第六十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同令第六十二条の二第二項(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による意見の陳述
五七の	関税法施行令第六十二条の四(輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の	関税法施行令第六十二条の七第一項第三号(輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請、同令第六十二条の七第二項(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の七第四項(同令第六十五条において準用す

五二の	同上
二	同上
五二の	同上
三	同上
五三	同上
五七の	同上
五七の	同上
六	関税法施行令第六十二条の二第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述
五七の	関税法施行令第六十二条の四(輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与)の規定による書面の提出及び書面の写しの添付

五七の  
九

る場合を含む。)の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出  
関税法施行令第六十二条の八第一項(輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による申立て及び同令第六十二条の八第二項(同令第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出

五七の  
一〇

関税法施行令第六十二条の九第一項(輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)(同令第六十二条の九第二項(同令第六十五条添付又は同令第六十二条の九第二項(同令第六十五条において準用する場合を含む。)(の規定による書面の提出

五七の  
一一

関税法施行令第六十二条の十(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)(の規定による書面の提出及び資料の添付

五七の  
一二

関税法施行令第六十二条の十一第三項(輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)(の規定による意見の陳述

五七の  
一三

関税法施行令第六十二条の十五(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)(同令第六十五条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(において準用する同令第六十二条の七第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十

五七の  
八

関税法施行令第六十二条の十(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続)の規定による書面の提出及び資料の添付

五七の	二条の十五において準用する同令第六十二条の七第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第一項の規定による申立て、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二
五七の	二条の十五において準用する同令第六十二条の九第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二
一四	二条の九第二項の規定による書面の提出
五七の	(省 略)
一五	(省 略)
五七の	関税法施行令第六十二条の二十一第一項第三号(輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容及等)
一六	( )の規定による承認の申請、同条第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出
五七の	関税法施行令第六十二条の二十二第一項(輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続)の規定による申立て及び同条第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出
五七の	関税法施行令第六十二条の二十三第一項(輸入しては

五七の	同
九	同
五七の	同
一〇	上

一八	<p>ならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第二項の規定による書面の提出 (省 略)</p>
五七の 一九	<p>関税法施行令第六十二条の二十五(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立て、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出 (省 略)</p>
五七の 二〇	<p>関税法施行令第六十二条の二十八第三項(輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続)の規定による意見の陳述</p>

五七の 一一	同上
五七の 一二	同上

五七の  
二三

関税法施行令第六十二条の三十二（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立て、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出

五七の  
二四

関税法施行令第六十七条（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の還付

五七の  
二五

関税法施行令第六十八条（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の還付

五七の  
二六

（省 略）

五七の  
二七

関税法施行令第七十一条第一項（収容の解除の承認の申請）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による書類及び承諾書の添付

五七の

関税法施行令第八十一条（留置された貨物についての

五七の  
一三

同 上

二八	準用規定)において準用する同令第七十一条第一項の規定による申請書の提出並びに同令第八十一条において準用する同令第七十一条第二項の規定による書類及び承諾書の添付
五八	(省 略)
五八の	税関関係手数料令第十三条の二第一項(災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除)の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出
二	税関関係手数料令第十三条の二第一項(災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除)の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出
五八の	税関関係手数料令第十三条の三第一項(災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除)の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出
三	税関関係手数料令第十三条の四第二項(災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類の添付若しくは同項第四号に掲げる事項を証する書類の添付、同条第四項の規定による申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
四	税関関係手数料令第十三条の四第二項(災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類の添付若しくは同項第四号に掲げる事項を証する書類の添付、同条第四項の規定による申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
五八の	税関関係手数料令第十三条の四第二項(災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類の添付若しくは同項第四号に掲げる事項を証する書類の添付、同条第四項の規定による申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
五九	(省 略)
六二	関税率法第二十条第一項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第二十八条の二(保税地域への搬入期間の延長の手続)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)又は同法第二十条第二項(同条第三項の
六三	関税率法第二十条第一項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第二十八条の二(保税地域への搬入期間の延長の手続)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)又は同法第二十条第二項(同条第三項の

五八	同上
五九	同上
六二	同上
六三	関税率法第二十条第一項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第二十八条の二(保税地域への搬入期間の延長の手続)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)又は同法第二十条第二項若しくは第五項

六三の	規定を適用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十七条第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）（輸徴法施行令第二十八条の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二	関稅定率法第二十条の二第二項ただし書（輕減稅率適用貨物の用途外使用の制限等）の規定による承認の申請又は同条第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請
六三の	（省 略）
三	
六三の	関稅定率法施行令第三条第一項（變質又は損傷による減稅の手続）の規定による書面の添付（輸徴法施行令第十七条第一項（變質又は損傷による輕減の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに輕減を受けようとする内國消費稅の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）又は関稅定率法施行令第三条第四項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十七条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに輕減を受けようとする内國消費稅の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）
五	関稅定率法施行令第三条の二第一項（變質、損傷等による戻し稅の手続）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十八条第一項（變質、損傷等による還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内國消費稅の額の付記を含む。）又は関稅定率法施行

六三の	の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十七条第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）（輸徴法施行令第二十八条の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二	関稅定率法第二十条の二第三項（輕減稅率適用貨物の用途外使用の制限等）において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請
六三の	同 上
三	
六三の	関稅定率法施行令第三条第一項（變質又は損傷による減稅の手続）の規定による書面の添付（輸徴法施行令第十七条第一項（變質又は損傷による輕減の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに輕減を受けようとする内國消費稅の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）
四	

六三の  
六

令第三条の二第二項の規定による申請書の提出（輸  
法施行令第十八条第三項の規定による還付を受けよう  
とする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）並び  
に確認書及び許可書、証明書、書類若しくは決定通知  
書の添付

六三の  
七

関税込率法施行令第三条の三（変質、損傷等による戻  
し税の手續等についての規定の準用）において準用す  
る同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出（  
輸徴法施行令第十九条の二第一項（変質、損傷等によ  
る還付の手續等についての規定の準用）において準用  
する輸徴法施行令第十八条第一項の規定による課税物  
品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含  
む。）又は関税込率法施行令第三条の三において準用  
する同令第三条の二第二項の規定による申請書の提出  
（輸徴法施行令第十九条の二第一項において準用する  
輸徴法施行令第十八条第三項の規定による還付を受け  
ようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）  
並びに確認書及び許可書、証明書若しくは書類の添付  
関税込率法施行令第三条の四（変質、損傷等による戻  
し税の手續等についての規定の準用）において準用す  
る同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出（  
輸徴法施行令第十九条の二第二項において準用する輸  
徴法施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品  
名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）  
又は関税込率法施行令第三条の四において準用する同  
令第三条の二第二項の規定による申請書の提出（輸徴  
法施行令第十九条の二第二項において準用する輸徴法  
施行令第十八条第三項の規定による還付を受けようと

六四の～	六四の	四	六四の	五	六四の	六	六四の	三	六五の	四	六五の	五	六五の	六	六五の	七	六五の	八	六五の	九	六五の	
確認書及び許可書若しくは証明書の添付	(省略)		関税率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による申請書の提出						(省略)		関税率法施行令第十八条第一項若しくは第二項（施設の指定の申請に係る手続）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による届出書の提出	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)						関税率法施行令第二十五条第一項（自動車等の引越荷物の免税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名

六四の～	六四の	四	六四の	五	六四の	六	六四の	三	六五の	四	六五の	五	六五の	六	六五の	七	六五の
同上			関税率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出						同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	

六五の	及び数量等の付記を含む。)並びに書類の添付及び書類の提示
一〇	(省 略)
六五の 一一	関税率法施行令第二十六条第一項(特定用途免税貨物の用途外使用の届出等)の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第二十六条第二項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第二十六条第三項の規定による届出、同条第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
六五の 一二	関税率法施行令第三十条(外交官用貨物等の用途外使用の場合における変質又は損傷に因る減税の手續)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
六五の 一三	(省 略)
六五の 一四	関税率法施行令第三十七条第一項(再輸出免税貨物の用途外使用等の届出)の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)(又は関税率法施行令第三十七条第二項において準用する同令第二十六条第四項の規定による報告)

六五の	同上
八	同上
六五の 九	関税率法施行令第二十六条第一項(特定用途免税貨物の用途外使用の届出等)の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)(又は関税率法施行令第二十六条第三項の規定による届出)
六五の 一〇	同上
六五の 一一	関税率法施行令第三十七条第一項(再輸出免税貨物の用途外使用等の届出)の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

六五の  
一五

六五の  
一七

六五の  
一六

関税率法施行令第三十八条（再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定）において準用する同令第十一條第一項本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十四條第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税率法施行令第三十八條において準用する同令第十一條第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四條第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
関税率法施行令第三十九條第一項（再輸出免税貨物の輸出の手続）の規定による許可書若しくは証明書の提出若しくは加工証明書の添付又は同令第四項の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出  
関税率法施行令第四十一條（再輸出免税貨物に関する規定の準用）において準用する同令第三十四條第一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十九條の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
関税率法施行令第四十一條において準用する同令第三十八條において準用する同令第十一條本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十九條の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
関税率法施行令第四十一條において準用する同令第三十八條において準用する同令第十一條第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十九條の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
関税率法施行令第四十一條において準用する同令第三

六五の  
一二

六五の  
一三

関税率法施行令第三十九條第一項（再輸出免税貨物の輸出の手続）の規定による許可書又は証明書の提出及び加工証明書の添付  
関税率法施行令第四十一條（再輸出免税貨物に関する規定の準用）において準用する同令第三十四條第一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十九條の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
又は関税率法施行令第四十一條において準用する同令第三十九條第一項前段の規定による許可書若しくは証明書の提出

六五の 一八	十九条第一項前段の規定による許可書若しくは証明書の提出又は同令第四十一条において準用する同令第三十九条第四項本文の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出
六五の 一九	<p>関税込率法施行令第四十七条の二（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続）の規定による同条各号に掲げる事項を記載した申請書の提出</p> <p>関税込率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出</p>
六五の 二〇	関税込率法施行令第五十条（輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例）の規定による承認の申請
六五の 二一	関税込率法施行令第五十条の二第二項（指定製造工場の簡易手続）の規定による報告書の提出
六五の 二二	（省 略）
六五の 二三	関税込率法施行令第五十三条第一項（製造工場の承認申請手続等）の規定による申請書の提出又は同条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による

六五の 一四	関税込率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出
六五の 一五	同上

六五の 二四	関税定率法施行令第五十三条の三第一項又は第五項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付
六五の 二五	関税定率法施行令第五十三条の三第一項又は第五項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付
六五の 二六	関税定率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書若しくは貨物製造証明書及び書類の添付、同条第二項において準用する同令第五十三条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十三条の四第二項において準用する同令第五十三条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付
六五の 二七	（省 略）
六五の 二八	関税定率法施行令第五十四条の二第一項若しくは第三項（内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十条（課税済内貨原材料による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同項若しくは関税定率法施行令第五十四条の二第五項の規定による書類の提出
六五の 二九	（省 略）
六五の 三〇	関税定率法施行令第五十四条の八第一項（戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等に入れることの承認

六五の 一六	同上
六五の 一七	関税定率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付
六五の 一八	同上
六五の 一九	関税定率法施行令第五十四条の二第一項若しくは第三項（内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十条（課税済内貨原材料による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十四条の二第三項若しくは第五項の規定による書類の提出
六五の 二〇	同上

六五の  
三一  
等の手続)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出  
関税率法施行令第五十四条の九(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに許可書、証明書、書類又は決定通知書及び製造報告書の添付

三五の  
六五の  
関税率法施行令第五十四条の十(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条の三第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用)において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第五十四条の十において準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の十において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。))並びに許可書、証明書若しくは書類及び製造報告書の添付

六五の  
二一  
関税率法施行令第五十四条の九(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに許可書、証明書、書類又は決定通知書及び製造報告書の添付

六五の  
三三

関税定率法施行令第五十四条の十一（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書若しくは証明書及び製造報告書の添付

六五の  
二二

関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書若しくは証明書又は書類及び製造報告書の添付  
関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書又は証明

六五の  
二三

六六

(省略)

六六の  
二

六七

関税率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状態  
態で再輸出される場合の払戻しの手続等）についての規  
定の準用）において準用する同令第五十四条の第十三  
一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六  
条の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付  
の手続等）についての規定の準用）において準用する輸  
徴法施行令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六  
条の三第二項の規定の適用を受けようとする旨並びに  
課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税  
定率法施行令第五十四条の十七において準用する同令  
第五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法  
施行令第二十六条の八において準用する輸徴法施行令  
第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及  
び数量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書、証  
明書、書類若しくは決定通知書の添付

六七の  
二

関税率法施行令第五十四条の十八（輸入時と同一状  
態で再輸出される場合の払戻しの手続等）についての規  
定の準用）において準用する同令第五十四条の第十三  
一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六  
条の九（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付  
の手続等）についての規定の準用）において準用する輸  
徴法施行令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六  
条の三第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに

六六

同上

六六の  
二

六七

関税率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状  
態で再輸出される場合の払戻しの手続等）についての規  
定の準用）において準用する同令第五十四条の第十三  
一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六  
条の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付  
の手続等）についての規定の準用）において準用する輸  
徴法施行令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六  
条の三第二項の規定の適用を受けようとする旨並びに  
課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税  
定率法施行令第五十四条の十七において準用する同令  
第五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法  
施行令第二十六条の八において準用する輸徴法施行令  
第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及  
び数量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書、証  
明書、書類又は決定通知書の添付

六七の  
二

関税率法施行令第五十四条の十八において準用する  
同令第五十四条の第十三第一項の規定による書面の提出  
（輸徴法施行令第二十六条の九において準用する輸徴  
法施行令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六条  
の三第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに課  
税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税率  
法施行令第五十四条の十八において準用する同令第  
五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法施

六八	課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税 定率法施行令第五十四条の十八において準用する同令 第五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法 施行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行令 第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及 び数量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書若し くは証明書の添付
（省 略）	
七〇の ～	
二	
七〇の	関税定率法施行令第六十条第一項又は第二項（使用状 況の報告等）の規定による報告書の提出
三	
七〇の	関税定率法施行令第六十一条第一項（製造用原料品に 関する規定の準用）において準用する同令第十一條第 一項本文の規定による届出書の提出、同令第六十一条 第一項において準用する同令第十一條第三項の規定に よる申請書の提出、同令第六十一条第一項において準 用する同令第十一條の二の規定による届出書の提出、 同令第六十一条第二項において準用する同令第十一條 第一項本文の規定による届出書の提出又は同令第六十 一條第二項において準用する同令第十一條第三項の規 定による申請書の提出
七〇の	関税定率法施行令第六十一条の二第二項（関税の軽減 、免除等を受けた貨物の転用）の規定による申請書の 提出（輸徴法施行令第十六條第二項（免税物品の転用 ができる場合）の規定による課税物品の品名及び数量 等の付記を含む。）及び書類の添付

六八	行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行令第 二十六條の七第一項の規定による課税物品の品名及び 数量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書若しく は証明書の添付
同上	
七〇の ～	
二	
七〇の	関税定率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等 ）の規定による報告書の提出
三	

七〇の  
六  
（省 略）

七〇の  
七  
相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）  
第十五条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出  
及び証拠の添付

七〇の  
八  
不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）  
第十九条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出  
及び証拠の添付

七〇の  
九  
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する  
政令（平成二十年政令第九十六号）第三条第三項（提出書類）  
において準用する関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令  
第六十九号）第二十八条（原産地証明書の提出）の規定に  
よる書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定  
による承認の申請

七〇の  
一〇  
水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成  
二十八年政令第九十六号）第三条第二項（提出書類）に  
おいて準用する同条ただし書の規定による承認の申請  
第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する  
同条ただし書の規定による承認の申請

七〇の  
一一  
高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売  
関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）  
第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法  
施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項に  
おいて準用する同条ただし書の規定による承認の申請

七〇の  
一二  
炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に  
関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号）  
第三条第四項（提出書類）において準用する関税暫定

七〇の  
四  
同上

七〇の	措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
一三	トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の	炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
一四	炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第四条第二号又は第四号（航空機部分品等の免税）の規定による承認の申請
一五	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第四条第二号又は第四号（航空機部分品等の免税）の規定による承認の申請
七一	関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定による承認の申請
七一の	（省 略）
二	（省 略）
七一の	（省 略）
三	（省 略）
七一の	関税暫定措置法第十条ただし書（用途外使用等の制限）の規定による承認の申請
四	（省 略）
七一の	（省 略）

七一	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定による承認の申請
七一の	（省 略）
二	（省 略）
七一の	（省 略）
三	（省 略）
七一の	（省 略）
七一の	同上

五	七二の	関税暫定措置法施行令第三条第二項（飼料用に供するとうもろこしの指定）の規定による承認の申請
六	七一の	関税暫定措置法施行令第八条第一項（航空機部分品等の免税手続）の規定による書面の提出
七	七一の	関税暫定措置法施行令第十条（使用状況の報告）の規定による報告書の提出
八	七二の ～ 七二	（省 略）
三	七二の	関税暫定措置法施行令第二十八条ただし書の規定による承認の申請
四	七二の	関税暫定措置法施行令第二十九条ただし書（原産地証明書の有効期間）の規定による承認の申請
五	七二の	（省 略）
六	七三 七三	（省 略）
七三の	七三の	関税暫定措置法施行令第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十二條第一項の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付又は同令第三十一条の三第一項において準用する同令第二十三條第一項の規定による許可書若しくは証明書、書類及び明細書の添付（輸徴法施行令第十三條第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
七三の	七三の	関税暫定措置法施行令第三十三條第一項（軽減税率等

四	七一の	関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第八条第一項（航空機部分品等の免税手続）の規定による書面の提出
七二の	七二の ～ 七二	同上
三	七二の	同上
四	七二の	関税暫定措置法施行令第二十八条ただし書（原産地証明書）の規定による承認の申請
五	七二の	同上
七三	七三	同上
七三の	七三の	関税暫定措置法施行令第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十二條第一項の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付又は同令第三十一条の三第一項において準用する同令第二十三條第一項の規定による許可書若しくは証明書、書類及び明細書の添付
七三の	七三の	関税暫定措置法施行令第三十三條第一項（軽減税率等

三	の適用についての手続等)の規定による書面の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第四項において準用する同令第十条、同令第三十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出
七三の四	(省略)
七三の五	(省略)
七三の六	関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による申請書の提出
七三の七	(省略)
七三の八	関税暫定措置法施行令第三十五条(変質等による減税手続)の規定による申請書の提出
七三の九	関税暫定措置法施行令第三十六条第一項又は第二項(亡失及び滅却の届出)の規定による届出書の提出
七三の一〇	関税暫定措置法施行令第三十七条(減免税物品の転用ができる場合)において準用する関税定率法施行令第六十一条の二第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付
七三の一	関税暫定措置法施行令第三十九条第一項(承認小売業者の承認申請手続等)の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による届出書の提出
七四	

三	の適用についての手続等)の規定による書面の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出
七三の四	同上
七三の五	同上
七三の六	関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)の規定による届出書の提出
七三の七	同上
七三の八	関税暫定措置法施行令第三十九条第一項(承認小売業者の承認申請手続等)の規定による申請書の提出
七四	



二 七九の	<p>で定めるものに限る。)の提出、特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請又は特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出</p> <p>消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第八条第三項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)の規定による承認の申請</p>
八〇	<p>消費税法第五十一条各項(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)の規定による申請書の提出</p>
八一 ～ 八七	<p>(省 略)</p>
二 八七の	<p>国税通則法第八十一条第一項(再調査の請求書の記載事項等)の規定による書面の提出又は同条第三項の規定により補正された書面の提出(いずれも税関長に対するものに限る。)</p>
三 八七の	<p>国税通則法第八十四条第一項(決定の手続等)の規定による申立て、同条第三項の規定による許可の申請又は同条第六項の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出(いずれも税関長に対するものに限る。)</p>
四 八七の	<p>国税通則法第一百五十二条第二項(不服申立てと国税の徴収との関係)の規定による申立て又は同条第三項の規定による差押えをしないこと若しくは差押えを解除することの求め(いずれも税関長に対するものに限る。)</p>

八〇	<p>消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第五十一条各項(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)の規定による申請書の提出</p>
八一 ～ 八七	<p>同上</p>

八七の	国税通則法第六十六条第三項（不服申立人の地位の承継）の規定による届出書の提出及び書面の添付又は同条第四項の規定による許可の申請（いずれも税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法第九十九条第一項（参加人）の規定による許可の申請（税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法第一百十条第一項（不服申立ての取下げ）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による届出（税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請（税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法施行令第十六条各项（担保の提供手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出（税関長に対するものに限る。）
八七の	国税通則法施行令第十八条第一項（金銭担保による納付の手続）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
八八の	国税通則法施行令第二十三条第二項（還付金等の充当適状）の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）
八八の	国税通則法施行令第三十一条の二（再調査の請求書の添付書面）の規定による書面の添付（税関長に対するものに限る。）
八八の	国税通則法施行令第三十七条の二第二項（代理人等の

八七の	二 国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による届出（国際観光旅客税に係る税関長に対するものに限る。）
八八の	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第二十三条第二項（還付金等の充当適状）の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）

三	八九	権限の証明等)の規定による証明、同条第二項の規定による届出、同条第三項において準用する同条第一項前段の規定による証明又は同条第三項において準用する同条第二項の規定による届出(いずれも税関長に対するものに限る。)
	八九	(省 略)
二	八九の	輸徴法施行令第四条(保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い)の規定による書面の返送
八九の	三	輸徴法施行令第六条(交付できない郵便物に係る書面の取扱い)の規定による書面の返送
四	八九の	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の二第三項(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請
五	八九の	租税特別措置法第八十七条の六第三項(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税)の規定による承認の申請
六	八九の	(省 略)
七	八九の	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百一号)第三条(車両等の輸入手続)の規定による一時輸入書類の提出及び認証を受けたことを示す書類の添付
八	八九の	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第五条第二項(輸入税の軽減等)の規定による承認の申請
八九の	八九の	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴

	八九	同上
二	八九の	同上



九三の	二	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第四条ただし書（再輸出期間）の規定による承認の申請
九三の	三	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条（差押えの場合の届出）の規定による書面の提出
九三の	四	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第四条第一項（許可の申請）の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付
九四		通関業法第十二条（変更等の届出）の規定による届出
九五		（省略）
九八		（省略）
九八の	二	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第一条第一項（営業所の新設の許可の申請手続）の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付
九八の	三	通関業法施行令第二条第一項（営業所の届出の手続）の規定による届出書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付
九八の	四	通関業法施行令第三条第一項若しくは第二項（通関業の許可を承継することの承認の手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書面の添付

九四		通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十二条（変更等の届出）の規定による届出
九五		同上
九八		同上
九九		

～  
一〇〇  
一〇一  
（省略）

の二  
一〇〇  
一〇一  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の  
実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二  
十九年法律第百二十二号）第四条第一項（免税輸入資材  
等の譲受の制限等）の規定により適用される関税法第  
六十七条の規定による申告

の一〇〇  
の三  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の  
実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（  
昭和二十九年政令第百三十三号。以下「相互防衛援助協定  
特例法施行令」という。）第二条第一項（関税等の免  
除手続）の規定による証明書の提出（税関長に対する  
ものに限る。）

の一〇〇  
の四  
相互防衛援助協定特例法施行令第三条第一項（政府へ  
の引渡の証明等）の規定による証明書の提出、同条第  
二項の規定による申請書の提出若しくは証明書の添付  
又は同条第三項の規定による輸入の許可書若しくはそ  
の写しの添付（いずれも税関長に対するものに限る。）

の一〇〇  
の五  
相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項（加工又  
は製造のための工場の承認）の規定による申請書の提  
出及び同条第二項の規定による契約書、発注書の写し  
又は書類の添付

の一〇〇  
の六  
相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項（加工又  
は製造を終了したときの届出等）の規定による書面の  
届出又は同条第三項の規定による製品検査書の添付  
相互防衛援助協定特例法施行令第七条第二項（免税輸  
入資材等の譲受手続）の規定による契約書又は書類の

の七

～  
一〇〇  
同上

添付

一一一

一一四

一一五

(省略)

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第六十一条(審査請求に関する規定の準用)において準用する同法第十三条第一項(参加人)の規定による許可の申請、同法第六十一条において準用する同法第十五条第三項(審理手続の承継)の規定による届出書の提出及び書面の添付、同法第六十一条において準用する同法第十五条第六項の規定による許可の申請、同法第六十一条において準用する同法第二十三条(再調査の請求書の補正)の規定により補正された書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第二十五条第二項(執行停止)の規定による申立て、同法第六十一条において準用する同法第二十七条第二項(審査請求の取下げ)の規定による書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第三十一条第一項(口頭意見陳述)の規定による申立て、同法第六十一条において準用する同法第三十一条第三項の規定による許可の申請又は同法第六十一条において準用する同法第三十二条第一項(証拠書類等の提出)の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出(いずれも税関長に対するものに限る。)

一一六

行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第十八条(再調査の請求)において準用する同令第三条第一項(代表者等の資格の証明等)の規定による証明、同令第十八条において準用する同令第三条

一一一

一一四

一一五

同上

第二項の規定による届出、同令第十八条において準用する同令第三条第三項において準用する同条第一項の規定による証明、同令第十八条において準用する同令第三条第三項において準用する同条第二項の規定による届出又は同令第十八条において準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定による書面の添付（いずれも税関長に対するものに限る。）

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ〜へ （省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の一〇、第八九号の一〇、</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ〜へ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の八、第八九号の一〇、</p>

二、第八九号の一三、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇九（省略）  
二〇七（省略）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	（省略）
一の二	
一の三	

関税法第七条の九第二項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による特例輸入関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

第八九号の一、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇九 同上  
二〇七 同上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	同上
一の二	
一の三	

関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九

四一の	二 四一の	四一 ～ 四	<p>(省略)</p> <p>関税法第六十七条の八第二項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)において準用する同法第九十四条の第二項の規定による特定輸出関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続</p>	三の二 三 ～ 四	(省略)	<p>関税法第十二条の二第三項(過少申告加算税)の規定による関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る財務省令で定める手続</p>
-----	----------	--------------	---	--------------------	------	--

四一の	二 四一の	四一 ～ 四	同上	三 ～ 四	同上	<p>条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出</p>
-----	----------	--------------	----	-------------	----	---

三 ～	(省 略)
四六の 八	関税法第九十四条の二第三項の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続
四六の 九	関税法第九十四条の二第三項の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続
四六の 一〇	(省 略)
八九の ～	(省 略)
八九の 六	電子計算機を使用して作成する関税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続(税関長に対するものに限る。)
八九の 七	電子計算機を使用して作成する関税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続(税関長に対するものに限る。)
八九の 八	電子計算機を使用して作成する関税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定の適用を受けようとする関税関係帳簿に係る財務省令で定める手続(税関長に対するものに限る。)

三 ～	同上
四六の 八	関税法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用する電子帳簿保存法第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)
四六の 九	関税法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用する電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)
四六の 一〇	同上
八九の ～	同上
八九の 六	電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)

一 一六	九 〇	一五 八九の	一四 八九の	一三 八九の	一二 八九の	一一 八九の	一〇 八九の	九 八九の	八 八九の
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

一 一六	九 〇	一三 八九の	一二 八九の	一一 八九の	一〇 八九の	九 八九の	八 八九の	七 八九の
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第二条関係）

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品目
一～四	(省略)	(省略)
五	経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	(一)・(二) (省略) (三) 関税率表第一六〇一・〇〇号の二に掲げる物品 (四) (七) (省略)
六・七	(省略)	(省略)
八	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）	(一) (省略) (二) 関税率表第〇四〇三・二〇号の二の(一)に掲げる物品 (三) (二一) (省略)
九	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（	(一) (六) (省略) (七) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパウミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる物

項名	経済連携協定	品目
一～四	同上	同上
五	同上	(一)・(二) 同上 (三) 関税率表第一六〇一・〇〇号に掲げる物品 (四) (七) 同上
六・七	同上	同上
八	同上	(一) 同上 (二) 関税率表第〇四〇三・一〇号の二の(一)に掲げる物品 (三) (二一) 同上
九	同上	(一) (六) 同上 (七) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパウミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる物

以下「環太平洋  
包括的及び先進  
的協定」という  
。

品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの  
で関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が五%未満のものをいう。次項（四）及び十一の項（一）において同じ。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの）で関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内の

品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの  
で関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が五%未満のものをいう。次項（四）及び十一の項（一）において同じ。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品（機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの）で関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内の

ものを除く。)及び関税率表第○四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第○四〇一・一〇号、第○四〇一・二〇号、第○四〇一・四〇号、第○四〇一・五〇号、第○四〇三・二〇号、第○四〇三・九〇号、第○四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令別表第○四〇四・一〇号及び第○四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。十一の項(一)において同じ。)のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの(一一)において「ニュージーランド

ものを除く。)及び関税率表第○四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第○四〇一・一〇号、第○四〇一・二〇号、第○四〇一・四〇号、第○四〇一・五〇号、第○四〇三・一〇号、第○四〇三・九〇号、第○四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令別表第○四〇四・一〇号及び第○四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。十一の項(一)において同じ。)のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの(一一)において「ニュージーランド

十	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定	(八) 産品」という。(省 略)
		(一) (三) (省 略)
		(四) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパ ーミエイト及び乳幼児用調製粉 乳又は調製液状乳用ホエイ(関 税率表第〇四〇四・一〇号の一 に掲げる物品(機構輸入品、無 機質を濃縮したホエイ並びに関 税割当制度に関する政令別表第 〇四〇四・一〇号の項で定める ホエイ及び調製ホエイのうち無 機質を濃縮したホエイ以外のも ので関税暫定措置法施行令第一 条に規定する配合飼料の製造に 使用するものに係る数量以内の ものを除く。)及び関税率表第 〇四〇四・九〇号の一に掲げる 物品(関税割当制度に関する政 令別表第〇四〇一・一〇号、第 〇四〇一・二〇号、第〇四〇一 ・四〇号、第〇四〇一・五〇号 、第〇四〇三・二〇号、第〇四 〇三・九〇号、第〇四〇四・九 〇号、第一八〇六・二〇号、第 一八〇六・九〇号、第一九〇一 ・一〇号、第一九〇一・二〇号 、第一九〇一・九〇号、第二一
十 同上		(八) 産品」という。(省 略)
		(一) (三) 同 上
		(四) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパ ーミエイト及び乳幼児用調製粉 乳又は調製液状乳用ホエイ(関 税率表第〇四〇四・一〇号の一 に掲げる物品(機構輸入品、無 機質を濃縮したホエイ並びに関 税割当制度に関する政令別表第 〇四〇四・一〇号の項で定める ホエイ及び調製ホエイのうち無 機質を濃縮したホエイ以外のも ので関税暫定措置法施行令第一 条に規定する配合飼料の製造に 使用するものに係る数量以内の ものを除く。)及び関税率表第 〇四〇四・九〇号の一に掲げる 物品(関税割当制度に関する政 令別表第〇四〇一・一〇号、第 〇四〇一・二〇号、第〇四〇一 ・四〇号、第〇四〇一・五〇号 、第〇四〇三・一〇号、第〇四 〇三・九〇号、第〇四〇四・九 〇号、第一八〇六・二〇号、第 一八〇六・九〇号、第一九〇一 ・一〇号、第一九〇一・二〇号 、第一九〇一・九〇号、第二一



間の協定

税割当制度に関する政令別表第  
〇四〇一・一〇号、第〇四〇一  
・二〇号、第〇四〇一・四〇号  
、第〇四〇一・五〇号、第〇四  
〇三・二〇号、第〇四〇三・九  
〇号、第〇四〇四・九〇号、第  
一八〇六・二〇号、第一八〇六  
・九〇号、第一九〇一・一〇号  
、第一九〇一・二〇号、第一九  
〇一・九〇号、第二一〇一・一  
二号、第二一〇一・二〇号、第  
二一〇六・一〇号及び第二一〇  
六・九〇号の項で定める数量以  
内のもの以外のものであり、か  
つ、カードをもととしたもので  
一リットル以下の小売用容器入  
りのもの

(二)  
〽(五) (省略)

税割当制度に関する政令別表第  
〇四〇一・一〇号、第〇四〇一  
・二〇号、第〇四〇一・四〇号  
、第〇四〇一・五〇号、第〇四  
〇三・一〇号、第〇四〇三・九  
〇号、第〇四〇四・九〇号、第  
一八〇六・二〇号、第一八〇六  
・九〇号、第一九〇一・一〇号  
、第一九〇一・二〇号、第一九  
〇一・九〇号、第二一〇一・一  
二号、第二一〇一・二〇号、第  
二一〇六・一〇号及び第二一〇  
六・九〇号の項で定める数量以  
内のもの以外のものであり、か  
つ、カードをもととしたもので  
一リットル以下の小売用容器入  
りのもの

(二)  
〽(五) 同上